

1 研修の目的

多くの方に介護職を志していただくため、介護職員の資格を取得し、介護サービス現場に従事する意識と技術を身につけ、高齢化社会の一助とします。

2 研修の名称

介護職員初任者研修

3 研修の要旨

事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	受講料(円)	受講対象者
赤平市 東大町 3丁目 4番地	通信形式 通学形式 (昼間)	6 か月	2 か月	1 5	赤平市民 20,500 赤平市民 以外 28,000 (テキスト 代を含む)	通学可能な方

4 受講手続

- (1) 募集時期 開講日 1 か月前より募集を開始。開講日 1 週間前に締め切る。
- (2) 受講申込 所定の申込書に記入して、開講 3 日前までに提出する。
- (3) 受講料納入方法 申込み時、現金にて納付。
- (4) 本人確認の方法 受講者は受講申込時に、下記のいずれかの公的証明書の提示を行わなければならない。
 - ① 戸籍謄本、抄本若しくは住民票 ② 運転免許証 ③ マイナンバーカード
 - ④ 健康保険証 ⑤ 年金手帳 ⑥ パスポート
- (5) 受講料返還方法 受講者が開講 3 日前までにキャンセルした場合及び当会の都合により研修を中止した場合、受講料を返還する。その他は返還しない。

5 カリキュラム

別紙 1 のとおり

6 主要テキスト

介護職員初任者研修テキスト (株) QOL サービス

7 修了認定 通信課程 事前配布する課題の正誤で評価する。

各教科とも 7 割以上の正答率をもって合格とする。なお、不合格となった場合は所定の課題により基準を満たすまで添削指導を行う。

通学課程

- (1) 出欠の確認方法
 - ① 各教科の開始前に出欠簿にて出欠確認を行う。
 - ② 講師は各教科の開始時に出席確認を行う。
 - ③ 15 分以上の遅刻早退は欠席として取り扱う。
- (2) 成績の評定方法 筆記テスト、介護技術の習得度、受講態度で評定する。
- (3) 修了の認定方法 修了の認定は 60 分の筆記試験により行い、成績の評定方法は A (80 点以上)、B (70～79 点)、C (40～69 点)、D (40 点未満) の 4 段階として、B 以上を合格とする。筆記テストにおいて合格点に満たない場合は追試を行い、追試は 3 回までとする。

(4) 修了証明書 修了が認定された者には、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

①修了証明書等に紛失などがあった場合には、修了者の申し出により再交付を行う。

②再発行は書面による申請とし、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等公的証明書により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存するものとする。

③再発行に当たり、修了者は手数料として 1 部につき 1,000 円を負担する。

④修了者を修了者台帳に記載し、北海道が指定した様式に基づき知事に報告する。

(5) 個人情報保護 本会は、修了者名簿を永年保存し、記載した内容は当会の個人情報保護規定に基づき厳正に管理する。

8 補講の取扱い やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、項目を単位とし、当法人が指定する補講を受講することにより出席したものとして取り扱う。

9 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

(2) 受講者が当法人の定める諸規定を守らず、又は受講者の本文にもとる次の行為があったときは、退学を命ずることがある。

ア 素行不良で改善の見込みがないと認められるとき

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき

ウ 正当な理由なくして出席が常でない者

エ 研修の秩序を乱している者

10 講師

添付 3 号様式のとおり

11 秘密の保持 受講者の個人情報については、研修の目的の範囲内で利用し、利用目的以外で使用する場合は、利用者に対し事前に確認または同意を求めるものとする。

12 その他

(1) 科目（項目）の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、当該事業者の履修証明により、当該科目（項目）について免除することができる。

ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(2) 修業年限の延長

受講者が、病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は 1 年 6 ヶ月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。